

## ドイツにおける査察制度について

平成 27 年 3 月 30 日  
内閣官房  
知的財産戦略推進事務局

2008 年に新設されたドイツ特許法第 140c 条に基づく、特許侵害の一定の蓋然性があっても、立証に必要とされる証拠が一般市場で入手できない場合に可能である、証拠獲得・保全のための手続

## 1. 要件

- ・ 侵害行為が十分に確実であること
- ・ 査察手続の必要性・妥当性

## 2. 手続

- ・ 相手方（被疑侵害者）の審尋は不要
- ・ 裁判所により鑑定人（通常は、大学教授や弁理士等、関連技術分野に特別な技能を有する人物）が任命され、鑑定人が事前の通告なしで、被疑侵害者の工場や事務所に対し査察を実施
- ・ 鑑定人が査察の結果をまとめた報告書を作成し、裁判所へ提出
- ・ 裁判所が、被疑侵害者による営業秘密の非開示の申立て等を踏まえ、報告書を当事者に引き渡すことの是非及び公開範囲の限定内容を決定
- ・ 侵害又はそのおそれがなかった場合、被疑侵害者は、申立人に対し、査察請求によって生じた損害について賠償請求が可能

## 参考（ドイツ特許法第 140c 条）

- (1) 第 9 条から第 13 条までの規定に違反して特許発明を実施していることが十分に確実であると思われる者に対し、権利所有者又は他の権利者は、当該人の管理下にある書類の提供若しくは物品の査察、又は特許の対象である方法の査察を請求することができるが、ただし、これが権利所有者又は他の権利者の主張を実証するために必要であることを条件とする。商業的規模での権利侵害が行われていることが十分な程度に確実であるときは、この請求権は、銀行、財務又は営業の書類の提供も対象とする。侵害者と思われる者が、その情報については秘密が保持されるべきことを主張する場合は、裁判所は、その特定の事件に関して適切な保護を確保するために必要な措置をとらなければならない。
- (2) (1)による請求権は、それが特定の事件において均衡を失っているものである場合は、排除される。
- (3) 書類の提供又は物品に係る査察受け入れの義務は、民事訴訟法第 935 条から第 945 条までによる仮処分をもって命令することができる。裁判所は、秘密情報の保護をするために必要な措置をとらなければならない。この規定は、特に、相手方を事前に聴聞することなく仮処分を出すときに適用される。
- (4) 民法第 811 条並びに第 140b 条(8)が準用される。
- (5) 侵害又はその虞がなかった場合は、侵害者と思われた者は、(1)により提供又は査察を請求した者に対し、その請求によって生じた損害についての賠償を要求することができる。